

令和8年度近隣空港を利用した宿泊商品造成促進業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

韓国、台湾、香港、中国（上海、浙江、広東、北京、大連）（以下、「対象地域」という。）から福井県への観光客誘致を促進するため、小松空港、富山空港および中部国際空港等（特例措置として、関西国際空港を対象とする場合がある。）（以下、「近隣空港」という。）と対象地域を結ぶ航空便を利用した、団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアーの造成を支援し、本県の旅行商品造成および販売、本県への送客に結び付ける。

2 業務の名称

令和8年度近隣空港を利用した宿泊商品造成促進業務委託

3 業務の期間

契約日から令和9年3月24日まで

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本において法人格を有していること。
- (2) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、仕様書で定める対象地域において、現地の言語によりコミュニケーションおよび文書の作成を行えること。
- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 予算の上限額

委託金額は、42,570,000円（消費税等諸税を含む）を上限とする。

うち、36,322,000円（消費税等諸税を含む）は助成金の原資とし、助成金の利用実績に応じて減額する。

6 企画提案を募集する委託業務内容

(1) 対象地域および委託内容は、仕様書第4以下のとおりである。

(2) 企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

ア 企画提案書の提出について（様式4）

イ 企画提案書（様式任意。ただし以下を条件とする。）

・ サイズ：A4（縦）

・ 頁数：20頁以内（表紙含む。）

※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。

※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。

・ 文字：本文11ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く。）

企画提案書は以下の項目に従い作成すること。

項目	記載内容および留意事項
受託事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 責任者および本業務の実施体制、県との連絡体制・ 地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績・ 責任者の経歴、実務経験等・ 当該業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。
事務局の運営	<ul style="list-style-type: none">・ 現地の言語によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える人材または手段を有していること。 ※韓国語および中国語によるコミュニケーションが取れること、韓国語、繁体字および簡体字による文書の作成等ができることを必須とする。・ 助成金の事務局業務または類似業務の実績（過去2年以内） ※日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
制度の周知、プロモーション（独自提案）	<ul style="list-style-type: none">・ 対象地域の旅行会社による制度の利用促進に向けた効果的な周知方法、具体的な戦略・ 本県の旅行商品の販売、催行に結び付けるための対象地域における観光プロモーション内容、具体的な戦略・ 上記の周知、プロモーションにより見込まれる効果と効果測定の方法

スケジュール	・ 契約期間中の業務スケジュールを記載すること。
過去の実績	・ 対象地域におけるプロモーション業務等の実績 (過去2年以内) ※日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
見積金額	・ 見積りは、仕様書第5(1)、(2)および本業務に係る諸経費の内訳金額を記載すること。ただし、第5「予算の上限額」に定める <u>助成金の原資を見積りに含めること。</u> ・ 見積金額は日本円建てで記載すること。 ・ 上記第5「予算の上限額」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 ・ 契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。

7 費用負担

- (1) 応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、6(2)見積金額の見積りに全て含むこと。
- (2) 業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。
- (3) 本企画提案の応募に係る経費は全て提案者の負担とする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

9 応募の手続き

(1) 下記の書類を提出すること。

内容	説明	提出形式	提出期限
質問票	様式3	電子ファイル	令和8年4月1日(水) 17:00必着
参加申請書	様式1	電子ファイル	令和8年4月6日(月) 17:00必着
会社概要	任意様式		
誓約書	様式2		
参加資格確認書類	9(4)参照		
企画提案書の提出 について	様式4	電子ファイル	令和8年4月13日(月) 17:00必着
企画提案書(参考見 積りを含む。)	6(2)参照		

(2) 提出方法

ア 上記(1)の提出形式区分に従い提出すること。

イ 電子ファイルは、電子メールにより下記宛先まで送信すること。なお、7MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録したUSB等記録媒体を郵便や宅配便等で下記宛先に送付、またはオンラインストレージを利用し、下記宛先に電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。

ウ 企画提案書は、提出後の追加、訂正は不可とする。

エ 質問がある場合、上記(1)に従い、下記宛先に電子メールで提出すること。

〒910-0005

福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺、小坂

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

オ 質問に対する回答は、令和8年4月2日(木)までに、参加申請書提出者全員に電子メールまたは福井県ホームページに掲載する方法により回答する。福井県ホームページに掲載する方法による場合、その掲載先は「14 様式等の掲載」に同じ。

なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

(3) 受領確認

- ア 県は、上記(1)の書類提出を確認した際、応募を確認した事を電話または電子メールで連絡する。
- イ 県から応募を確認した旨の連絡がなかった場合、上記(1)の提出期限の翌開庁日17時まで、上記(2)エの担当者に電話で連絡をすること。なお、これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

(4) 参加資格確認書類

- ア 下記の書類を提出すること。
 - ・参加申請書(様式1)
複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。
 - ・会社概要(任意様式)
 - ・過去2年以内の類似事業の契約書等の写し(履行実績がある場合)
 - ・日本の履歴事項全部証明書(写し可)(3か月以内発行に限る)
 - ・応募資格誓約書(様式2)
 - ・福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書(受付印を押したもの)の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し
※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。
 - ・直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)
 - ・コンプライアンス規定(規定を有する場合)
- イ 上記アの提出が無い場合、または書類の提出により4に定める応募資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。
- ウ 上記アの書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(5) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年4月7日(火)までに電話または電子メールで通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電話または電子メールにて通知する。

(6) 企画提案書の提出辞退

参加申請書提出後、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を電子メールにて、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いを行わない。

10 審査方法

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査は以下の評価基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。
 - ア 実施体制：
 - ・業務を適正かつ确实、効果的に実施する体制を有するか。
 - ・地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績を有するか。

- ・責任者の経歴、実務経験等は十分か。
 - ・指定公金事務取扱者に該当するか。(該当する場合は加点)
 ※指定公金事務取扱者とは、地方自治法第243条の2第1項を根拠規定とし、公金事務を取り扱うことができるものを指す。
- イ 提案内容：・現地の言語によりコミュニケーションおよび文書の作成等を行える適切な人材、手段を有しているか。
- ・助成金の事務局業務または類似業務の実績を有するか。
 - ・対象地域の旅行会社による制度の利用促進に向けた周知方法、その戦略は実現可能かつ魅力的な内容となっているか。見込まれる効果は十分か。効果測定の方法は適切か。
 - ・本県の旅行商品の販売、催行に結び付けるための対象地域における観光プロモーション内容、その戦略は実現可能かつ魅力的な内容となっているか。見込まれる効果は十分か。効果測定の方法は適切か。
- ウ 過去の実績：対象地域におけるプロモーションについて、類似業務の実績を有するか。
- エ 価格：見積りの積算は妥当か。費用対効果が優れているか。
- (3) 審査にあたり、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。
 また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。
- (5) 本業務は国の交付金を活用する事業のため、優先交渉権者の決定の効果は交付金交付決定時においてのみ生じる。
- (6) 決定の取り消し
 次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。
- ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合
- 1 1 契約
- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1 2 その他の注意事項

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (7) この公募要領に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 3 問い合わせ先

〒910-0005

福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同事務所2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺、小坂

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

1 4 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/kinrinkuukou-sienkin.html>)

からダウンロードすることができる。